

県道いわき石川線外道路改良工事で発生する  
建設発生土（破碎岩等）の民間受入希望者公募要領

## 第1 趣旨

福島県県中建設事務所では、県道いわき石川線外道路改良工事において発生する建設発生土のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、近隣の民間造成地等へ適正かつ安全に処分するために、受入を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土の受入先（以下「受入者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

## 第2 残土の受入希望者の申し出手続き

残土の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、受入希望申込書（様式 1）に以下の書類を添えて福島県県中建設事務所長に提出しなければならない。

- (1) 受入地に関する図面（位置図、平面図、横断図等）
- (2) 現場写真（受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの）
- (3) 受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

## 第3 残土の受入を申し込むことができる者の資格要件

残土の受入を申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- (1) 受入地は現在事業中の県道いわき石川線外道路改良工事周辺である石川郡（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）とする。
- (2) 別表 1 の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと。
- (3) 受け入れた土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。
- (4) 受入土量が 1 箇所当たり 1,000m<sup>3</sup> 程度を超え、受入場所（以下「受入地」という。）は、平地や窪地であり、面積が十分確保されていること。
- (5) 受入地に至る道路について、大型ダンプトラック（10t 車）が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。
- (6) 残土の搬入までに、残土の受入に必要な関係法令の許可（農地法を除く）等の手続きを受入側において完了させることができること。
- (7) 受入地は当面の間、地目の変更を行わないこと。
- (8) 残土を発生した状態で受け入れるものとし、通常に残土処理の工程以外の分別等の作業を求めないこと。また、受入土質を指定しないこと。

- (9) 円滑な搬入のために必要となる以下の事前準備については、受入側において完了させること。なお、受入地に要する費用は原則として受入側が負担すること。また、残土荷下ろし後の管理責任は受入側とすること。
- ①土砂の崩落又は流出による災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう擁壁の設置等、安全上必要な措置がなされていること。
  - ②受入地の雨水が適正に排出できるよう、必要に応じ、適正な規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されていること。
  - ③受入地の盛土により、周辺の土地に雨水や排水等で影響を生じさせないよう措置がなされていること。
  - ④伐木や表土剥ぎなど必要な事前準備が行われていること（受入地は、原則、立木等の障害物がないこと）。
- (10) 受入者は、土砂を無償で受入れるものとし、一切の費用負担を求めないこと。
- (11) 運搬時期については、公共工事の搬出に併せた受入が可能であること。
- (12) 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。
- (13) 国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。
- (14) 残土受入にあたり、隣接者から苦情等がない受入地であること。また、受入後、苦情があった場合には、申込者が責任をもって対応すること。
- (15) 残土受入にあたり、敷鉄板、交通誘導員等に係る必要な費用を負担すること。

#### 第4 残土

残土の発生場所は、次のとおりである。

(1) 残土の発生場所及び発生予定量

発生場所：福島県県中建設事務所が実施する公共工事で、県道いわき石川線外の工事現場

発生予定量：総計約 40,000m<sup>3</sup>

但し、事業の進捗状況等により、発生土量を変更する場合がある。

(2) 残土の発生期間（予定）

令和6年8月上旬～令和8年3月末日まで

但し、公共工事の進捗状況によっては、工期の変更に伴い、搬出期間を変更する場合がある。

(3) 残土の状態

破砕岩、粘土混じり土、砂質土、礫混じり土、玉石混じり土

#### (4) 残土の運搬条件等

福島県県中建設事務所が実施する公共工事の受注者が、受入地までの残土運搬及び荷下ろし、敷均し作業を行うことを原則とし、これによりがたい場合は、受入条件等を受入希望申込書（様式 1）に追記するものとする。また、残土は、砂礫の大きさや土質毎に分別した上での運搬や土質の指定はできないものとする。なお、残土の土壌検査（重金属類の溶出試験等）が必要な場合は、福島県県中建設事務所が実施する。

### 第 5 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

#### (1) 受入候補者の登録

福島県県中建設事務所長は、受入条件の詳細についての確認及び協議を行い、申請のあった受入希望者のうち資格要件に該当する者を候補者（以下「受入候補者」という。）として登録する。

#### (2) 受入候補者の優先順位付けの基準

残土が発生する工事現場から、受入候補者の各受入場所までの運搬・処理費用、受入条件等の比較を行い、受入者を決定する。

この際、工事現場から受入箇所までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、搬出側の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

#### (3) 受入者の決定

福島県県中建設事務所長は、受入候補者の上位の者から、順次、受入期間、受入量、関係法令の許可等の確認、第 3 の資格要件の再確認等を行い、全ての要件を満たす者を受入者と決定する。

### 第 6 残土の受入希望申込書等の提出先及び提出期限

#### (1) 残土の受入希望申込書等の提出先

〒963-8540 福島県郡山市麓山一丁目 1 番 1 号（郡山合同庁舎）

福島県県中建設事務所事業部道路課

電話 024-935-1433 メール：kentyuu.douro@pref.fukushima.lg.jp

#### (2) 残土の受入希望申込書等の提出締切り日

毎月末日を締切り日とする。

ただし、受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間とし、募集期限は令和 7 年 3 月 31 日限りとする。

### 第 7 残土の受入希望申込書等の提出方法

書面により、第 6 に定める提出先に、持参もしくは郵送、またはメールにて提出すること。

## 第 8 問い合わせ、質問等

問い合わせ、質問等の受付期間は、公募を開始した日の翌日から、提出期限の 5 日前までとし、電話又はメール等により第 6 (1) において受付する。なお、メールによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。

## 第 9 受入候補者の登録及び受入者の決定の通知

(1) 福島県県中建設事務所長は、第 5 の受入候補者の結果を様式 3 又は様式 4 により通知する。なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、誓約書 (様式 2) に以下の書類 (以下「添付書類」という。) を添えて福島県県中建設事務所長に提出しなければならない。

- ① 受入れに伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料 (地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等)
- ② 関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書 (様式 2 追加事項: 様式 11)。
- ③ 受入地周辺住民の同意書 (口調等の同意)
- ④ その他、福島県県中建設事務所長が必要と認めるもの。

(2) 福島県県中建設事務所長は、第 5 の受入者の決定の結果を様式 5 により通知する。

## 第 10 受入候補者の登録の取り消し

- (1) 受入候補者は、受入地の状況等により受入の必要がなくなったときは、受入候補者の登録取消願 (以下「登録取消願」という。) を様式 6 により提出するものとする。
- (2) 福島県県中建設事務所長は、登録取消願が提出されたときは、受入候補者の登録を取り消す。

## 第 11 その他

- (1) 今回の公募に関連して要した費用 (申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等) は、受入希望者の負担とする。
- (2) 提出された受入希望申込書は返却しない。
- (3) 提出期限以降の受入希望申込書等の提出、訂正等は認めない。(ただし、あらかじめ福島県県中建設事務所長が承諾した訂正等についてはこの限りでない。)
- (4) 受入者は、受入の途中において、受入面積、受入希望量にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、福島県県中建設事務所長に受入内容等の変更を様式 7 により申請し、承諾を受けなければならない。

- (5) 福島県県中建設事務所長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したときには、様式 8 により通知する。
- (6) 受入者の決定後、受入の途中においても第 3 に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定、及び受入候補者の登録を取り消し、それ以後の搬出は行わない。ただし、あらかじめ福島県県中建設事務所長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りでない。
- (7) 福島県県中建設事務所長は、四半期毎に実績報告書を様式 9 により受入者へ提出するものとする。
- (8) 福島県県中建設事務所長は、搬出工事毎に残土の搬出が完了した時点で、様式 10 により受入者に搬出の完了を通知するものとする。
- (9) 福島県県中建設事務所長は、残土の発生期間を変更する場合は様式 12 により受入者へ通知するものとする。
- (10) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と福島県県中建設事務所長が協議の上決定するものとする。

別表 1 (第 3 の (2) 関係) 暴力団等排除措置に関する項目

- 1 役員等（受入者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受入者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 受入地の整備に関する契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約に当たり、その相手方が 1 から 5 までのいずれかに該当すると知りながら、

該当者と契約を締結したと認められるとき。